

43. 主要間接税制度の概要

	消 費 税
1. 課税対象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）及び特定仕入れ (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）
2. 納税義務者	(1) 国内取引……国内において課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）及び特定課税仕入れを行なう事業者 ただし、基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高（税抜き）が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除く）は、納税義務が免除される。 (注1) 特定期間（前年又は前事業年度の上半期）の課税売上高（又は国外事業者以外の場合には給与支払額）が1,000万円超の事業者については、納税義務を免除しない。 (注2) 基準期間のない法人のうち資本金又は出資金が1,000万円以上の法人及び外国法人のうち国内における事業開始時の資本金又は出資金が1,000万円以上の法人については、納税義務を免除しない。 (注3) 基準期間のない法人のうち課税売上高5億円超又は国外分を含めた総収入金額が50億円超の事業者等により設立された法人については、納税義務を免除しない。 (2) 輸入取引……輸入者
3. 課税標準	(1) 課税資産の譲渡等の対価の額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額 (2) 引取価額（CIF価格+他の個別消費税+関税）
4. 税率	7.8%（※） (注) 地方消費税（税率は消費税額の78分の22=消費税率2.2%相当）と合わせた税率は10%となる。 (※) 軽減税率の適用対象となる次の課税資産の譲渡等は6.24% (1) 酒類・外食を除く飲食料品の譲渡 (2) 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡 (注) 地方消費税（税率は消費税額の78分の22=消費税率1.76%相当）と合わせた税率は8%となる。
5. 輸出免税	輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）は免税
6. 非課税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 〔消費に負担を求める税としての性格上課税対象とならないもの等〕 (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券、支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子、保険料等 (4) 郵便切手類、印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等、外国為替取引 〔社会政策的配慮に基づくもの〕 (6) 医療保険各法等の医療 (7) 介護保険法に規定する一定のサービス及び社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等 (8) 助産に係る資産の譲渡等 (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等 (11) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学金、施設設備費、入学検定料、学籍証明等手数料 (12) 教科用図書の譲渡 (13) 住宅の貸付け
7. 税額計算	(1) 売上げに係る消費税額 (課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）+特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額) ×税率 (注) 当分の間、課税売上割合が95%以上である課税期間については、特定課税仕入れはなかつたものとする（仕入れに係る消費税額も同様）。 (※) 売上げに係る消費税額の計算においては、次のいずれかの方法を選択可能。 ① 税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法（割戻し計算） ② 適格請求書に記載した消費税額等を積み上げて計算する方法（積上げ計算） (2) 仕入れに係る消費税額 課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（税込み）×7.8/110（軽減税率の適用対象に係るものである場合6.24/108）+特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額×7.8/110 (※) 仕入れに係る消費税額の計算においては、次のいずれかの方法を選択可能。 ① 適格請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算する方法（積上げ計算） ② 支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法（割戻し計算） (注1) 上記②は、売上げに係る消費税額の計算において、積上げ計算を選択した事業者については選択不可。 (注2) 免税事業者等から行った課税仕入れについては、仕入税額控除をすることができない。ただし、当該課税仕入れに係る消費税相当額に、令和5年10月1日から3年間は80%，令和8年10月1日から3年間は50%をそれぞれ乗じて算出した額の控除を認める。

43. 主要間接税

	消費税																	
(3) 仕入税額控除																		
イ 原則（本則計算）																		
① 課税売上割合が95%以上かつその課税期間における課税売上高が5億円以下の場合には、仕入れに係る消費税額を全額控除する。																		
② 課税売上割合が95%未満又はその課税期間における課税売上高が5億円超の場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額として控除する。																		
(注) 仕入税額控除の適用要件として、軽減税率の対象品目である旨を含む一定の事項が記載された帳簿及び適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が義務付けられている（適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）。																		
ロ 特例																		
① 簡易課税制度																		
基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者（課税期間の初日に恒久的施設を有しない国外事業者を除く）は、選択により、売上げに係る消費税額に以下のみなし仕入率を乗じた金額と特定課税仕入れに係る消費税額の合計額を仕入れに係る消費税額とすることができる。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種事業 (卸売業)</th> <th>第2種事業 (小売業等)</th> <th>第3種事業 (製造業等)</th> <th>第4種事業 (その他の事業)</th> <th>第5種事業 (サービス業等)</th> <th>第6種事業 (不動産業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%</td> <td>80%</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	第1種事業 (卸売業)	第2種事業 (小売業等)	第3種事業 (製造業等)	第4種事業 (その他の事業)	第5種事業 (サービス業等)	第6種事業 (不動産業)	90%	80%	70%	60%	50%	40%						
第1種事業 (卸売業)	第2種事業 (小売業等)	第3種事業 (製造業等)	第4種事業 (その他の事業)	第5種事業 (サービス業等)	第6種事業 (不動産業)													
90%	80%	70%	60%	50%	40%													
(注1) 簡易課税制度適用者については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとする経過措置が設けられている。																		
(注2) 農林水産業（第3種事業）のうち軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業については第2種事業となる。																		
② 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）																		
免税事業者が適格請求書等発行事業者となる場合（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む）、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、仕入税額控除の金額を特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額の80%に相当する金額）とすることができる。																		
8. 申告・納付																		
(1) 国内取引																		
① 課税期間…………個人事業者は暦年、法人は事業年度																		
ただし、事業者の選択により、3ヶ月又は1ヶ月に短縮することも可能。																		
② 確定申告・納付……課税期間終了後2ヶ月以内に確定申告・納付																		
(注1) 個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末である。（租特法）																		
(注2) 法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人は、消費税の申告期限を1ヶ月延長することができる。																		
※ 延長された期間の消費税の納付については、利子税を合わせて納付する。																		
③ 中間申告・納付……直前の課税期間の確定消費税額に応じ、年11回、年3回又は年1回の中間申告・納付を行う。																		
(注) 届出により課税期間を年4回又は12回に変更することができる。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)</th> <th>中間申告・納付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,800万円超</td> <td>年11回（毎月）の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日（課税期間開始の日以後最初の1ヶ月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2ヶ月以内に、1ヶ月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>400万円超 4,800万円以下</td> <td>年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2ヶ月以内に、3ヶ月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>48万円超 400万円以下</td> <td>年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2ヶ月以内に、6ヶ月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>48万円以下</td> <td>中間申告・納付は不要（任意の中間申告・納付（年1回）が可能）</td> </tr> </tbody> </table>	直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)	中間申告・納付	4,800万円超	年11回（毎月）の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日（課税期間開始の日以後最初の1ヶ月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2ヶ月以内に、1ヶ月分相当額を中間申告・納付	400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2ヶ月以内に、3ヶ月分相当額を中間申告・納付	48万円超 400万円以下	年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2ヶ月以内に、6ヶ月分相当額を中間申告・納付	48万円以下	中間申告・納付は不要（任意の中間申告・納付（年1回）が可能）								
直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)	中間申告・納付																	
4,800万円超	年11回（毎月）の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日（課税期間開始の日以後最初の1ヶ月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2ヶ月以内に、1ヶ月分相当額を中間申告・納付																	
400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2ヶ月以内に、3ヶ月分相当額を中間申告・納付																	
48万円超 400万円以下	年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2ヶ月以内に、6ヶ月分相当額を中間申告・納付																	
48万円以下	中間申告・納付は不要（任意の中間申告・納付（年1回）が可能）																	
(注) 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付が義務付けられている。																		
(2) 輸入取引																		
保税地域からの引取りの際に申告・納付（3ヶ月以内の納期限の延長あり）																		
関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付（2ヶ月以内の納期限の延長あり）																		

制度の概要(続)

	消費 費	税
9. そ の 他	<p>(1) 消費税の使途 消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとすることとされている。</p> <p>(2) 国、地方公共団体等に対する特例 国、地方公共団体、公共法人等については、申告・納付、仕入税額控除等につき、特例措置が設けられている。</p> <p>(3) 総額表示の義務付け 課税事業者は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合において、あらかじめその資産又は役務の価格を表示するときは、その資産又は役務に係る消費税相当額（地方消費税相当額を含む）を含めた価格を表示しなければならない。</p>	

43. 主要間接税

区分	たばこ税	たばこ特別税
課税物件	製造たばこ	同左
納税義務者	製造者又は引取者	同左
免税措置	輸出用	同左
主な税率	噸煙用の製造たばこ 紙巻たばこ 葉巻たばこ パイプたばこ 刻みたばこ 加熱式たばこ かみ用の製造たばこ かぎ用の製造たばこ	1,000本につき6,802円 1,000本につき820円
	(注1) 【令和7年度改正】令和9年4月1日以降のたばこ税の税率は次のとおり。 1,000本につき ・令和9年4月1日～ 7,302円 ・令和10年4月1日～ 7,802円 ・令和11年4月1日～ 8,302円	
	(注2) 課税標準は紙巻たばこの本数とし、葉巻たばこ及びパイプたばこは1gを1本に、刻みたばこ・かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。 ただし、軽量な葉巻たばこ（1本1g未満）は、その1本を紙巻たばこ1本に換算する。	
	(注3) 加熱式たばこの課税標準は、①②の合計本数。（※） ① その重量（フィルター等を除く。以下同じ。）0.4gを紙巻たばこ0.5本に換算した本数。 ② 紙巻たばこ1本当たりの想定小売価格で加熱式たばこの小売定価（消費税抜き）を紙巻たばこ0.5本に換算した本数。	
納税方法	製造場から移出される製造たばこについては翌月末日までに申告・納付する。 輸入製造たばこについては保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日属する月の翌月末日までに申告・納付する。	たばこ税の申告にあわせて申告・納付する。
備考	製造たばこには、上記のたばこ税及びたばこ特別税のほか、紙巻たばこ1,000本につき7,622円の地方のたばこ税が課される。 （※）【令和7年度改正】令和8年4月1日以降の加熱式たばこの換算本数は、次の加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ換算した本数による。 (1) 紙その他これに類する材料のもので卷いた加熱式たばこ：その重量の0.35gを1本に換算した本数 (注) 1本当たりの重量が0.35g未満のものについては、その1本を紙巻たばこ1本に換算する。 (2) 上記(1)以外の加熱式たばこ：その重量の0.2gを1本に換算した本数 (注1) 品目ごとの1個当たりの重量が4g未満のものについては、その品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算する。 (注2) 製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具で一定のものについては（注1）を適用しない。 ※ 令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間は、現行の課税方式による換算本数に0.5を乗じた本数と、新課税方式による換算本数に0.5を乗じた本数の合計本数による。	

制度の概要(続)

酒 (現)	税 行)	同左 (令和8年10月1日以後)	
酒類	同左		
製造者又は引取者	同左		
輸出用・輸出酒類販売場用	同左		
1 kℓにつき	1 kℓにつき		
(1) 発泡性酒類	181,000円	(1) 発泡性酒類	155,000円
・発泡酒	155,000円	・その他の発泡性酒類	100,000円
(麦芽比率25%以上50%未満でアルコール分10度未満)		(いわゆる「チューハイ」等)	
・発泡酒	134,250円		
(麦芽比率25%未満でアルコール分10度未満)			
(いわゆる「新ジャンル」)			
・その他の発泡性酒類			
(いわゆる「チューハイ」等)	80,000円		
(2) 釀造酒類	100,000円	(2) 釀造酒類	同左
(3) 蒸留酒類 (21度未満)	200,000円	(3) 蒸留酒類	同左
	(1度当たりの加算額10,000円)		
・ウイスキー、ブランデー及びスピリッツ (38度未満)	370,000円		
	(1度当たりの加算額10,000円)		
(4) 混成酒類 (21度未満)	200,000円	(4) 混成酒類	同左
	(1度当たりの加算額10,000円)		
・リキュール及び甘味果実酒 (13度未満)	120,000円		
	(1度当たりの加算額10,000円)		
・合成清酒	100,000円		
・みりん及び雑酒 (みりん類似)	20,000円		
・粉末酒	390,000円		

【下線は見直し後の税率】

製造場から移出される酒類については、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。

輸入酒類については、保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。

酒類等を製造しようとする場合又は酒類の販売業をしようとする場合は、所轄税務署長の免許を必要とする。

酒税の税率については、令和2年10月1日から段階的に税率構造の見直しを行うこととされている。

・ビール系飲料(ビール・発泡酒・新ジャンル)：令和8年10月1日に1 kℓにつき155,000円に一本化する(3段階で実施)。なお、令和5年10月1日に次の酒類を発泡酒の定義に追加。

①ホップ又は一定の苦味料を原料の一部とした酒類

②香味、色沢その他の性状がビールに類似する酒類

これにより、いわゆる「新ジャンル」(リキュール又はその他の醸造酒)は、新たに発泡酒に位置付けられる。

・その他の発泡性酒類(チューハイ等)：令和8年10月1日に1 kℓにつき100,000円に引き上げる。

・釀造酒類：令和5年10月1日に1 kℓにつき100,000円に一本化する(2段階で実施)。

・混成酒類(21度未満)：令和2年10月1日に1 kℓにつき200,000円(1度当たりの加算額10,000円)に引き下げる。

43. 主要間接税

区分	揮発油税・地方揮発油税	石油ガス税	航空機燃料税	石油石炭税
課税物件	揮発油	自動車用石油ガス	航空機燃料	原油及び輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭
納稅義務者	製造者又は引取者	充てんする者又は引取者	航空機の所有者等	採取者又は引取者
免税措置	(1) 輸出用 (2) 灯油 (3) 航空機燃料用 (4) 石油化学製品の製造用 (5) ゴム溶剤用等 (6) 外国公館等用	(1) 輸出用 (2) 原料用 (3) 熱源用	国、地方公共団体及び 国際線（ただし、国内輸送を行う場合を除く。）	輸入石油製品等のうち (1) 石油化学用ナフサ等 (2) 農林漁業用A重油 (3) アンモニア等製造用LPG (4) 鉄鋼、コークス及びセメント製造用石炭 (5) 沖縄発電用石炭及び LNG (6) 苛性ソーダ製造業・イオン交換膜法による塩製造業用の自家発電用石炭（地球温暖化対策のための税率の特例により上乗せされる部分（以下「特例部分」）を軽減）
主な税率	1 kgにつき 揮発油税 48,600円 地方揮発油税 5,200円 (当分の間の特例税率) ※令和16年4月1日～ 1 kgにつき 揮発油税 48,300円 地方揮発油税 5,500円 (当分の間の特例税率)	1 kgにつき 17円50銭 (1 ℥につき 9円80銭)	次の期間に応じ、それぞれ次の税率 ・一般国内航空機の航空機燃料 1 kgにつき 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日 15,000円 令和9年4月1日～ 令和10年3月31日 18,000円 ・沖縄路線航空機の航空機燃料 1 kgにつき 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日 7,500円 令和9年4月1日～ 令和10年3月31日 9,000円 ・特定離島路線航空機の航空機燃料 1 kgにつき 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日 11,250円 令和9年4月1日～ 令和10年3月31日 13,500円	[地球温暖化対策のための税率の特例] (1) 原油、輸入石油製品 1 kgにつき 2,800円（2,040円） (2) 天然ガス、石油ガス等 1 tにつき 1,860円（1,080円） (3) 石炭 1 tにつき 1,370円（700円） ※かっこ書きは本則税率である。

制度の概要(続)

区分	揮発油税・地方揮発油税	石油ガス税	航空機燃料税	石油石炭税
納税方法	<p>製造場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、納付する。</p> <p>輸入揮発油については、保税地域から引き取る時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。</p>	<p>石油ガスの充てん場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。</p> <p>輸入石油ガスについては、保税地域から引き取る時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。</p>	翌月末日までに申告し、納付する。	<p>採取場から移出される原油、ガス状炭化水素及び石炭については、翌月末日までに申告し、納付する。</p> <p>輸入原油及び輸入石油製品、輸入ガス状炭化水素並びに輸入石炭については、保税地域から引き取る時(国税庁長官の承認を受けた場合には、翌月末日)までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。</p>
備考	バイオエタノール等揮発油に対し、課税標準の特例措置が講じられている。			<p>国産石油化学用ナフサ等、国産農林漁業用A重油、国産アスファルト等及び非製品ガスについて、本則税率と特例部分についての還付措置が講じられている。</p> <p>内航運送用船舶等用の軽油又は重油、鉄道用の軽油、国内定期航空運送事業用の航空機燃料、農林漁業用の軽油及び苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用に供する重油、天然ガス又は石炭について、特例部分についての還付措置が講じられている。</p>